

船橋市感染症対策庁内連携委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市感染症対策連携会議により策定される予防計画（以下「市予防計画」という。）の庁内における検討、並びに平時より新たな感染症の発生及びまん延防止に係る関係機関間の連携強化を図るため、船橋市感染症対策庁内連携委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 市予防計画の策定に関すること
- (2) 市予防計画の進捗確認に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉局長の職にある者をもって充てる。ただし健康福祉局長が委員会に出席できない場合は、保健所理事が委員長を代行する。
- 3 副委員長は、保健所理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、議長となる。

- 2 委員長が不在の時は、副委員長が議長代理を務める。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、保健所健康危機対策課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表（第3条）

委員長	健康福祉局長
副委員長	保健所理事
委員	福祉サービス部長
	高齢者福祉部長
	健康部長
	こども家庭部長
	障害福祉課長
	指導監査課長
	高齢者福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
	健康政策課長
	健康づくり課長
	保健総務課長
	健康危機対策課長
	衛生指導課長
	こども政策課長
	こども家庭支援課長
	保育運営課長
	地域子育て支援課長
	療育支援課長
	消防局救急課長
	医療センター総務課長
	学務課長
	保健体育課長